

一般乗用旅客自動車運送事業法案（仮称）概要

＜基本方針＞

1. 道路運送法から一般乗用旅客自動車運送事業に関する事項を抜き出し「一般乗用旅客自動車運送事業法案（仮称）」を新たに制定する。
2. 1970年制定のタクシー業務適正化特別措置法（以下「タクシー特措法」と略称する。）の内容は、原則としてこの法案に全て取り込む。
3. 昨年制定の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「適正化・活性化法」と略称する。）については、本法の需給調整・減車のスキームにより供給過剰の地域が原則としてなくなるものと考えられることから、廃止する。なお、事業者の責務等の一部規定をこの法案に取り込む。

＜概要＞

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の「許可」を「免許」に改めるとともに、更新制（3年ごと）を導入する。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業に係る需給調整措置を復活させる（免許基準への需給要件の追加、免許の更新の際の減車措置、増車等の認可及び事業の休廃止の許可）。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金は、免許権者が地域ごとに定めた範囲内でなければならないこととする。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業の免許権者は、都道府県知事又は政令指定都市の長とする。
5. 都道府県（政令指定都市）に、タクシーの適正台数や運賃・料金のほか、利用者の利便性の向上、運転者の労働条件等について、都道府県知事（政令指定都市の長）に意見を述べるための審議会を置くことができるこことする。
6. 地方運輸局が廃止されるまでの間は、国土交通大臣を免許権者とし、その場合、地方運輸局ごとに置かれる審議会（地方交通審議会）が、タクシーの適正台数や運賃・料金について、国土交通大臣に意見を述べることとする。